

「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・ 開業支援事業」の支援対象診療所の選定基準の見直し について



令和8年4月30日

健康福祉部医療福祉連携推進課

支援対象診療所の選定基準の見直しについて

- 令和7年12月に開催した県地域医療対策協議会・保険者協議会において同意いただいた支援対象診療所の選定基準について、次回以降、以下のとおり見直しを行いたい。

【支援対象となる診療所の選定基準（変更案）】※太字部分が追記箇所

廃止となった場合、地域住民への医療提供体制に深刻な影響が生じる診療所を支援対象の候補に選定する。具体的には、次の要件をいずれも満たしている診療所を検討対象とする。

ア 原則として当該診療所からおおむね半径2kmの区域内に、代替となる医療機関がないこと※、かつ、**当該診療所から代替となる医療機関まで公共交通機関がない、又は、通常の公共交通機関を利用して30分以上要するものであること。**

※具体的には、①代替可能な主要な診療科（専門研修基本領域）を標榜する医療機関がないこと、

②承継後も当該診療科を標榜すること等を勘案し個別に検討

イ 原則として当該診療所を中心として概ね半径2kmの区域内に一定以上の人口（目安として250人以上）があること

ウ 市町村長が地域住民の医療を将来的に確保する観点から当該診療所の存続が必要と認めていること

エ 保険医療機関であること

オ 承継・開業を行ったか、予定時期が今後2年以内で具体的に確定していること

カ 名義変更（法人化等）でなく実質的な承継が行われていること

変更の趣旨とその考え方

- 令和7年12月に開催した県地域医療対策協議会・保険者協議会における議論の過程において、通院に関する交通利便性について考慮要素に含めるべきとの意見があり、これを診療所の選定基準に反映させるもの。
- 交通利便性については、へき地診療所の設定基準を参考に設定することとしつつ、以下のような考え方としたい。（考え方）

公共交通機関（タクシーを除く）と徒歩を組み合わせた最短の経路でかかる所要時間をもとに判断する。ただし、左記所要時間が30分未満の場合でも、公共交通機関の乗り継ぎに時間を要する場合等特別の事情がある場合は、個別に協議会においてその適否を検討することとしたい。

今後の更なる見直しについて

- 今後は、対象診療所の支援の必要性について機能面も考慮要素とできるよう、選定基準の更なる精緻化を検討していきたい（「かかりつけ医機能報告」の活用、高齢者に多い疾患への診療機能の重視等）。